

(薬局)

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

大阪府知事（以下「甲」という。）と

●●薬局

（管理者）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表（以下「発生等の公表」という。）が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該感染症の性状や地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

なお、次条に定める医療措置の要請に当たっては、乙が医療措置を講ずるために必要な診療体制が整備できることを前提とする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる措置を講ずるものとする。

対応開始時期 （目途）	流行初期期間 （発生等の公表後3か月程度）	流行初期期間経過後 （発生等の公表後6か月程度以内）
自宅療養者への服薬指導等	電話又はオンライン服薬指導／訪問しての服薬指導 薬剤等の配送の可否 可能	電話又はオンライン服薬指導／訪問しての服薬指導 薬剤等の配送の可否 可能
宿泊療養施設への服薬指導等	電話又はオンライン服薬指導 薬剤等の配送の可否 可能	電話又はオンライン服薬指導 薬剤等の配送の可否 可能
高齢者施設等への服薬指導等	不可 薬剤等の配送の可否 不可	訪問しての服薬指導 薬剤等の配送の可否 可能
障がい者施設等への服薬指導等	不可 薬剤等の配送の可否 不可	訪問しての服薬指導 薬剤等の配送の可否 可能

※ 高齢者施設等

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む））、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。

※ 障がい者施設等

障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。

（措置に要する費用の負担）

第4条 前条に基づく措置に要する費用については、大阪府の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第5条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

3. 第3条に定める医療措置の内容その他この協定を履行し難い状況が生じた場合、乙は、甲に対し、本協定の解約を申し出ることができる。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の4第1項乃至第4項に基づく措置を行うことができるものとする。

第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、乙は、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努める。

第9条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

1. 乙において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

2 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

3 措置を講ずるに当たっての乙における対応の流れを点検すること。

第10条 乙が、甲からの要請に基づき、第3条に定める医療措置を講じ、当該措置に係る業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態が生じた場合は、損害補償について、国の財政措置等を勘案し、甲乙が協議のうえ、適切に対応する。

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書の電磁的記録を作成し、甲及び乙がそれぞれ保管するものとする。

甲 大阪府知事 吉村 洋文

2

医療機関名	●●薬局
保険薬局番号	
住所	〒000-0000 大阪府 ●●市
管理者名	●● ●●